迷惑行為防止重点地区

迷惑行為がその周囲の人々に及ぼす影響、地域の特性等から、特に迷惑行為を防止する必要があると認める地区を条例に基づき「迷惑行為防止重点地区」に指定しています。迷惑行為防止重点地区では、4つの迷惑行為（路上喫煙、ごみのポイ捨て、飼い犬のふんの放置、落書き）のいずれかを行った場合、過料1，000円が科せられます。

小倉都心地区



黒崎副都心地区



折尾駅周辺地区



迷惑行為防止活動推進地区

迷惑行為を防止するため、自主的な活動が行なわれる地域を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、地域の方々と市が協力して取り組んでいます。

門司港レトロ地区



活動団体
●錦町まちづくり協議会
●古城校区自治連合会

若松南海岸地区



活動団体

下曽根駅南側大通り地区



活動団体
●田原校区自治連合会
●田原校区まちづくり協議会 ●モール大通り街

八幡駅前地区



活動団体
●前田第5自治区会
●尾倉第2自治区会

戸畑駅前浅生地区



活動団体
●浅生地区自治会
●老人クラブ浅生明和会 ●戸畑中本町商店街協同組合



（北九州市 モラル・マナーアップイメージキャラクター）



お問い合わせ
北九州市 危機管理室 安全・安心推進課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 TEL:093(582)2866 FAX:093(582)3889

2026.11